

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社A銀行（以下「銀行」という。）からB所在のC会社に出向し、銀行から委託された現金、小切手等の輸送業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、通常の輸送ルートに当たる銀行D支店のEにおいて、銀行社員から顔面を2発殴打され、負傷し（以下「本件出来事」という。）、翌〇日、F病院に受診、その後同病院の複数の診療科を受診して「頸椎捻挫」、「顔面打撲」、「頭部外傷耳鳴症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件出来事により本件傷病を受傷したことは業務災害であると主張する。

本件傷病が労災補償の対象となるためには、本件出来事が業務遂行中の出来事であって、かつ、本件傷病が業務に起因したものと認められなければならない。

(2) ところで、監督署長及び審査官とも本件出来事は請求人の職務である貴重品運搬業務に関連して行われた行為とみることはできず、また、発端は置き傘に関するGから請求人に対する指摘であるものの、殴打という行為を業務行為の範囲内の行為と解することはできないという理由で業務起因性は認められないと判断している。

本件出来事について、加害者のGは、平成〇年〇月〇日付け経緯書において、「請求人とは過去(昭和〇年の頃)、H支店で同じ取引先課で一緒に仕事をした後輩です。請求人は、当時から一般的な常識が無いような行動や言動が有り、先輩として色々と指導して来たつもりでした。請求人が(中略)D支店に出入りするようになってからも(中略)改善すべき事は私から請求人へ色々と指導、進言してきましたが、以前と同じような言動や、『我関せず』の態度が受け取れ、一向に改善されませんでした。当日は些細なことから口論となり、請求人の態度に我慢できず、また、過去からの様々な鬱憤から事態を引き起こしてしまいました。」と述べている。また、請求人は、平成〇年〇月〇日付け第三者による暴行傷害事故報告書において、「Gは、平成〇年〇月に再会してからの9か月で、私の仕事の進め方に対する上下関係などの不平不満が原因で、鬱積したものが

同年〇月〇日に、傘のことで指導しようとしたことが誘因となり、この度のことが起きたと推察している。」と述べている。

これら当事者の申述及び本件の一件記録を総合すると、本件出来事は、Gが昭和〇～〇年頃銀行の支店で請求人と一緒に仕事をしていた当時、請求人の行動や言動に対し不満を抱いていた経緯があるところ、平成〇年〇月から再度請求人と接するようになって、以前と同様の請求人の行動や言動に対し徐々に不満を積もらせ、それが鬱積して置き傘に関する一連のやりとりを契機として発生したものと判断される。そうすると、本件出来事は、Gの請求人に対する過去からの私怨に起因して生じたものとみるのが妥当であって、業務との相当因果関係は認められないと判断せざるを得ない。

(3) 請求人は他にも縷々主張するところ、当審査会として一件記録を精査したが上記判断を左右するものは認められない。

(4) 上記のとおり、本件出来事と業務との間に相当因果関係は認められず、本件出来事は業務に起因して発生したものと認められないことから、本件出来事に伴い発症したとする本件傷病も業務に起因したものと認められない。

4 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。